

法人化のメリット・デメリット、相違点について

2019年2月27日
日本霊長類学会理事会

・メリット

項目	法人化後	現状
社会的信用度	法規に基づいた公的な社会的信用が付加される 学術団体としての公的な扱いに不安がなくなる	法的な裏付けはないが、信用はある 科研費等で法人格の有無を問われる 今後も、現在のような信用があり続ける保証はない
会長の責任	学会業務を、法人名で行える ・法人名で通帳が持てる ・法人名で資産運用ができる ・法人名で契約ができる ・役員改選時の口座や契約等の変更手続きは大幅に簡略化	学会業務を、代表者が個人名で行う ・高島基金等の多額の資金を、代表者の責任で運用しているので、代表者に一部責任が課せられる可能性がある ・役員改選時に、口座や契約等の名義変更など、手続きが煩雑
金融取引	口座名義に会長名は入らない(名義変更の必要が発生しない) 法人番号一つでほとんどのことが済む	会長交代時には、全ての口座の名義変更が必要 金融機関に学会が1預金者である「権利能力なき社団」であることを認めてもらう必要がある ・会則や議事録等の社団としての活動実態を示す書類を提示して審査を受ける ・認められなければ、単なる「任意団体」とみなされ、学会資産の均等割分が会員一人一人の資産として扱われる ・今後、金融取引の主体認証が、より厳格になると見込まれる
役員の損害賠償責任	該当役員の責任か、役員全員の連帯責任(法人法により規定)(*1)	会則には明記されていない 役員への民事訴訟などを経る必要がある

・デメリット

司法書士・税理士事務局	司法書士や税理士の対応ができる事務局が必要(*2) ・税理士費用 ・司法書士費用 ・登記費用（法人登録、及び必要な場合）	不要
代議員、役員就任時の手続き	司法書士による公証役場への手続きが必要(住民票等の提出) 理事は利益相反について理事会で開示して承認を受ける必要がある	日本学術会議への変更届 その他は特に必要なし
税金	法人住民税(均等割、東京都だと70,000円)がかかる その他の納税(数万程度) ・法人事業税（収益事業)(*3) ・消費税(*4) ・源泉徴収(*5)	法人住民税(均等割)はかからない その他の納税義務はある

・変わるが、明確なデメリットとまでは言えない

会長や監事等の選出	(代議員制を採る場合) 法律上、理事会や代議員会による決定 ただし、定款や規程により現行とほぼ変わらない仕組みが可能	会員が参加する総会による決定
会員の議決権	(代議員制を採る場合) 法律上、議決権はない(代議員会が最終議決機関) ただし、定款により、会員総会が代議員会に対して「意見」の決議を可能にすることで、現行の議決(否決を含む)の流れを維持できる	あり(会員が参加する総会が最終議決機関)
役員が守るルール	法令(*6)、定款、細則等に記載されたルール	会則、規約、細則等に記載されたルール
年次大会	学会本体の一組織としての大会実行委員会が運営	学会本体と独立採算の大会実行委員会が運営

・変わらない

納税義務	あり	あり
代議員、理事選出	(代議員制を採る場合) 代議員は会員の選挙により選出 理事は代議員の互選	評議員は会員の選挙により決定 理事は評議員の互選

- *1 賠償責任 法人や第三者に著しい損害（回復することができない損害）を与えた場合
善意でかつ重大な過失がない場合は代議員（社員）の承認を受けて責任が免除される
- *2 事務局 司法書士や税理士の対応ができる事務局として、現在(2019.2)、複数業者から可能な業務内容と見積をとって精査しています
- *3 収益事業 HPのバナー広告
会誌等への広告収入
協賛金（大会の展示ブースなど）
大会時の懇親会費 など
- *4 消費税 課税対象金額が1,000万円以下なら納税義務免除
・課税対象：非会員の総会参加費、懇親会参加費、広告収入、販売売上、
協賛金など
- *5 源泉徴収 大会時の学生アルバイト(日給9,300未満は不要)
講師謝金（場合による）
交通費（場合による）
- *6 役員の責務 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない（法第83条）